

平成19年6月27日

中小企業退職金共済事業業務委託契約に係る委託先公募について

1. 目的

中小企業退職金共済法第72条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共本部」という。）が金融機関に対し業務を委託しているところであるが、中小企業退職金共済制度の業務の円滑な運営と中小企業の事業主及びその従業員の利便性をより一層図るため、現在業務委託を行っている金融機関に加え、新たな委託先を公募する。

2. 委託する業務

中退共本部が委託する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書・届出書等の受理
- (2) 掛金、過去勤務掛金及び後納割増金の収納
- (3) 退職金、解約手当金、差額給付金、前納減額金の支払及び掛金等の返還金の支払
- (4) 前各号に付随する業務

3. 委託の要件

- (1) 委託事務の遂行に必要な関連知識、業務を適確に遂行する組織及び人員等を有していること
- (2) 店舗窓口を持ち、受託した業務を適切に処理できる事務処理体制が確立していること
- (3) 中退共本部が定める事務取扱要領その他指示するところにより、正確かつ迅速に取り扱うことができること

〔参考〕現在の委託先

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金

4. 応募期間

平成19年6月27日以降 随時

※ 公募参加希望者は、代理店契約書等の具体的な説明をいたしますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

業務運営部企画課 E-mail:kikaku@taisyo-kin.jp

TEL03-6907-1234 (内線 3313) Fax03-5955-8230